

# 枚方市工場立地法地域準則条例（骨子）について

## 1. 条例制定の趣旨

昭和 49 年（1974 年）に施行された工場立地法は、高度経済成長期の工業化に伴う公害問題への対策として、一定規模以上の製造業等の工場（以下「特定工場」という。）に対し、緑地等の整備を義務付けています。その後、平成 24 年（2012 年）からは、国の定める範囲内で、自治体が地域の実情に応じて緑地面積率等の基準を独自に設定できる「地域準則条例」制度が設けられました。

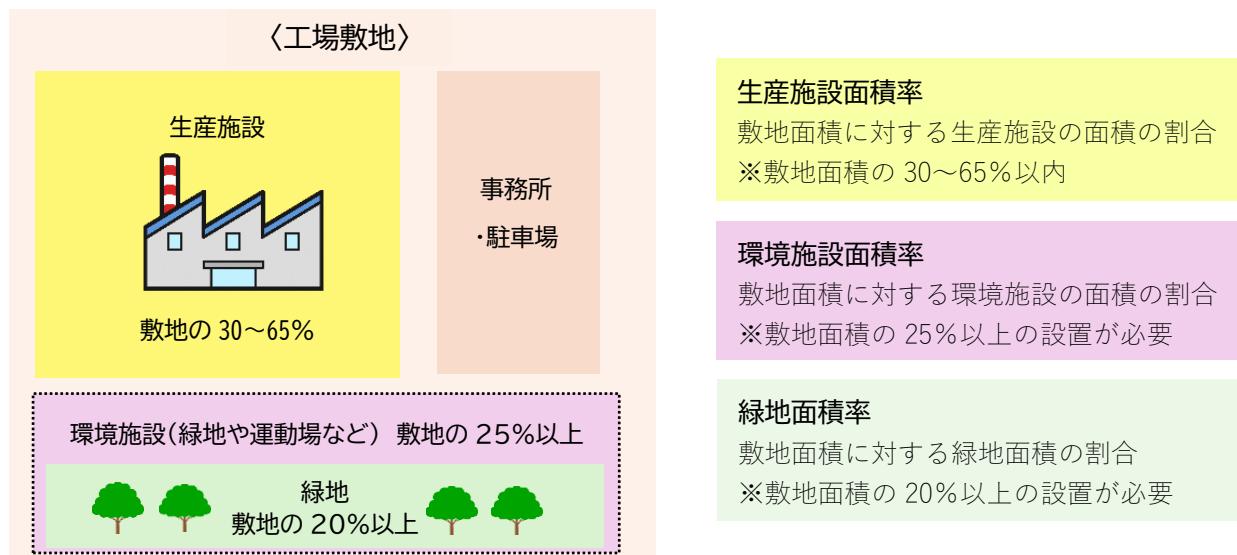
本市では、多くの工場が老朽化により建替えや設備更新の必要性が高まっていますが、現行の緑地面積率等の基準は、敷地に余裕のない法施行以前の工場（以下「既存工場」という。）にとって大きな負担となり、こうした再投資を妨げる要因となっています。

そこで本条例では、国の定める範囲内で緑地面積率等の基準を緩和し、市内工場が設備更新や生産性向上に向けた投資を行いやすい環境を整えることで、市内産業の維持・発展を図ります。あわせて、緑地の質の向上や周辺環境への配慮を確保するためのガイドラインを策定し、地域と工場が調和しながら共生できる環境づくりを推進します。

## 2. 工場立地法の概要

### ■対象となる工場（特定工場）

|    |  |
|----|--|
| 業種 | 製造業及び電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、太陽光発電所を除く）                             |
| 規模 | 敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上または、建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 |



※ 緑地 : 樹木や芝生、地被植物が生育する部分。

※ 環境施設 : 緑地・噴水・池・広場・屋内外運動施設・太陽光発電施設等が設けられた部分。

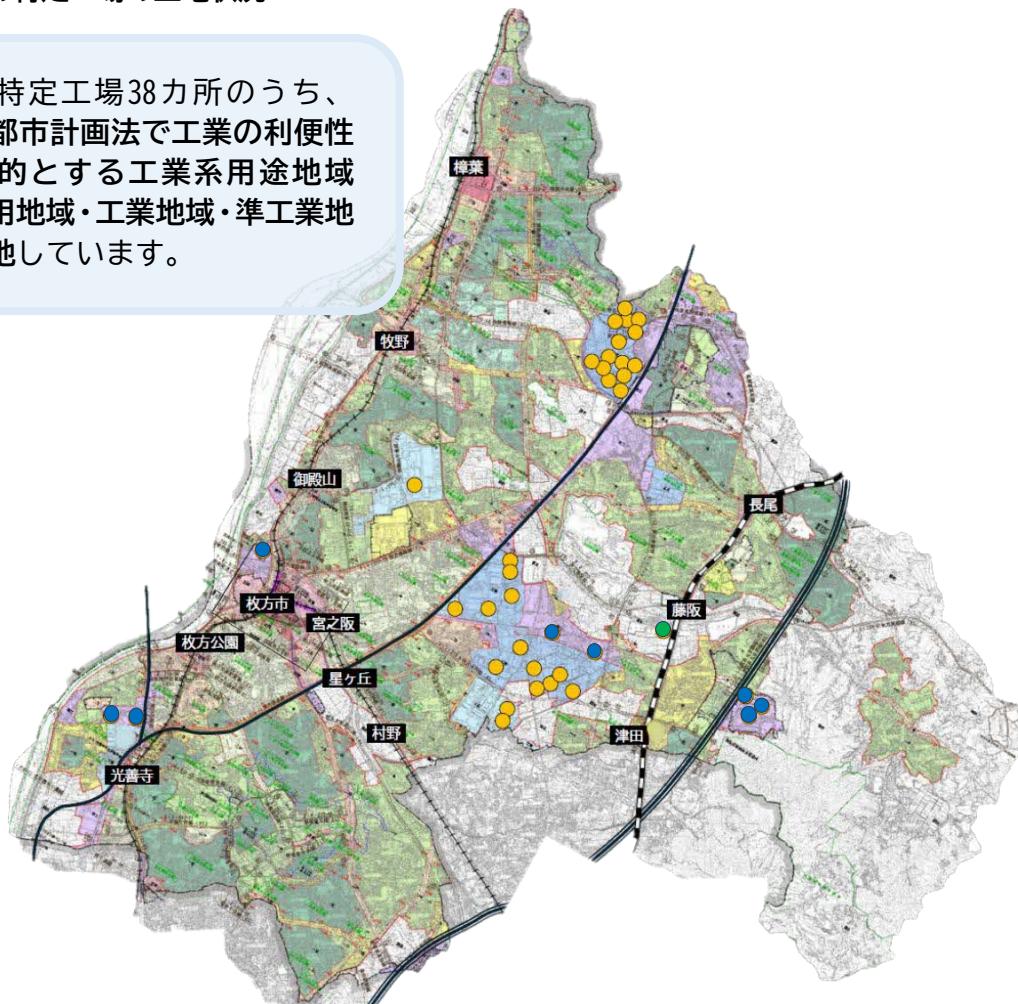
### ■緩和措置

既存工場については、直ちに基準を満たすことが困難なため、増築や建替えの際に段階的に整備する緩和措置が適用されています。

枚方市内には製造業事業所が515カ所（令和3年経済センサス－活動調査）所在しており、そのうち工場立地法の対象となる特定工場は38カ所です。また、特定工場38カ所のうち、既存工場は31カ所で、既存工場の環境施設面積率の平均は約11.8%、緑地面積率の平均は約9.4%となっています。（令和7年11月現在）

### 3. 枚方市内の特定工場の立地状況

市内の特定工場38カ所のうち、37カ所は都市計画法で工業の利便性向上を目的とする工業系用途地域（工業専用地域・工業地域・準工業地域）に立地しています。



#### ■用途地域別の特定工場立地状況

| 用途地域      | 特定工場   |    |
|-----------|--------|----|
|           | うち既存工場 |    |
| 工業専用・工業地域 | 29     | 25 |
| 準工業地域     | 8      | 5  |
| 市街化調整区域   | 1      | 1  |
| 合計        | 38     | 31 |

※多くの工場が工業系用途地域に立地し、市内産業の基盤となっています。

### 4. 条例制定の背景・必要性

#### (1) 市内工場の多くが老朽化し、更新の時期を迎えている

市内の特定工場は、高度経済成長期以前に建設された工場が多く、建替え・耐震化・省エネ化などが必要となっています。

#### (2) 現行基準では、設備更新のための土地確保が困難

市内には敷地に余裕がない工場が多く、国基準どおり新たな緑地を整備しようとすると、建替えや生産設備の更新に必要な土地が確保できないという課題があります。市が行った調査でも、約7割の特定工場が「緑地・環境施設規制が投資の障害」と回答しています。

この状況が続ければ、設備更新が進まず競争力が低下し、結果として、市外への移転を検討せざるを得ないケースが生じる恐れがあります。

### (3) 企業の市外流出は、地域経済・雇用への影響が大きい

市内には7つの企業団地をはじめとした産業集積地域があり、優れた技術を有するものづくり企業が多数立地しています。これらの企業は、地域の雇用や税収に大きく貢献しており、本市の産業基盤を支える重要な存在です。

しかし、工場の再投資が進まず競争力が低下すると、市外移転の可能性が高まり、最終的には雇用喪失など市民生活にも直接的な影響が生じる恐れがあります。

### (4) 緑地の「量」だけでなく、「質」を確保することが求められる

緑地基準の見直しにあたっては、「良質な緑の配置」や「周辺環境との調和」「省エネ・環境負荷低減」といった質的な向上を確保することが重要です。

そのため、本市では、これらの取組を促すガイドラインを策定し、工場の再投資を進めやすくする一方で、周辺環境への配慮もしっかりと両立させます。

※全国 1,741 市町村のうち、732 市町村（約 42%）において地域準則条例を定めて緑地面積率を緩和しています。また、地域準則条例を制定した市町村のうち、約 77% の市町村が最下限までの引下げを行っています。（「工場立地法規制の運用状況調査結果（2022 年度・2023 年度分）」）

## 5. 枚方市工場立地法地域準則条例（骨子）の概要

### ①適用区域

「工業専用地域」「工業地域」「準工業地域」を対象とします。

※ただし、地区計画で建築物の緑化率の最低限度が定められている区域については、その基準を満たす必要があります。

### ②緑地面積率等の見直し

国の準則（環境施設面積率 25%以上、うち緑地面積率 20%以上）に対し、本市では以下の基準を設定します。あわせて、屋上緑化や緑化駐車場などの緑地以外の施設と重複する緑化部分（重複緑地）について緑地面積率の 50%まで算入できるようにして、柔軟な運用を可能とします。

| 用途地域      | 国の準則（現行）             |         | 枚方市準則（案）             |         |
|-----------|----------------------|---------|----------------------|---------|
|           | 環境施設面積率              | うち緑地面積率 | 環境施設面積率              | うち緑地面積率 |
| 工業専用・工業地域 | 25%以上                | 20%以上   | 10%以上                | 5%以上    |
| 準工業地域     | 25%以上                | 20%以上   | 15%以上                | 10%以上   |
| 重複緑地の参入率  | 敷地面積 × 緑地面積率 × 25%以内 |         | 敷地面積 × 緑地面積率 × 50%以内 |         |

※ 重複緑地：樹木・芝生・地被植物が生育する部分と、緑地以外の施設が重複する部分のことで、一定の割合まで緑地として算入することができる。（例）緑化駐車場、屋上緑化など

### ③周辺環境への配慮

本条例の適用を受ける特定工場は、緑地の質的向上、環境負荷の低減、周辺生活環境の保全に努めるものとします。

## 6. 「特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン」の策定について

「枚方市工場立地法地域準則条例」の制定により各工場の再投資を促進する一方で、各工場は工場周辺の地域環境との調和を引き続き促進する必要があるため、条例の制定に合わせて「特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン」を策定し、周辺環境との調和を重視した緑地の配置や環境負荷の低減、周辺生活環境の保全に寄与する取り組みなどを求めていきます。

### ■特定工場に求める取組の方向性

|               |   |
|---------------|---|
| 周辺環境との調和      | 特定工場の周辺地域の生活環境への配慮の推進。  |
| 良質な緑地の形成      | 高木・中木を中心とした立体的な緑化の推進。敷地周辺部への重点配置、緩衝帯・延焼防止帯の形成。屋上緑化・駐車場緑化などの重複緑地の積極的な活用。 |
| カーボンニュートラルの推進 | 工場の増設や設備更新に際して、省エネルギー・高効率設備・機器の導入など、環境負荷の低減を図る設備投資への取組みの推進。             |
| 地域社会との共生      | アダプトプログラムなど公共空間の美化活動への参加。企業版ふるさと納税などによる地域の緑化・里山保全活動等への支援。               |

## 7. 今後のスケジュールについて

パブリックコメント 令和7年12月5日（金）から令和7年12月24日（水）

議会 令和8年3月定例月議会へ条例案を提出（予定）

施行日 令和8年4月1日（予定）

## 枚方市工場立地法地域準則条例の骨子（案）

### 1. 趣旨

この条例は、工場立地法により公表されている製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則に代えて、適用すべき準則を定めることを趣旨としています。

### 2. 定義

この条例で使用する用語の意義は、工場立地法で使用されている用語の意義をそのまま用いることを規定しています。

### 3. 適用区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合

市準則を適用する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積率は、次の表のとおりとします。

| 区域          | 緑地面積率 | 環境施設面積率 |
|-------------|-------|---------|
| 準工業地域       | 10%以上 | 15%以上   |
| 工業地域・工業専用地域 | 5%以上  | 10%以上   |

### 4. 緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法

緑地面積率の算定において、重複緑地面積については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の50%まで緑地の面積に算入することができるものとします。

### 5. 敷地が2以上の区域にわたる場合の適用

特定工場の敷地が上記3の表に定める2つ以上の区域にまたがっている場合、敷地割合が最も高い区域に適用される基準を適用します。

### 6. 周辺環境への配慮

上記3の表に定める緑地面積率又は環境施設面積率の適用を受ける特定工場を設置する者は、緑地の質的な充実、環境負荷の低減に向けた取組み、及び当該特定工場の周辺地域の生活環境の保全に寄与する活動に積極的に取り組むよう努めるものとします。

### 7. 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

### 8. 経過措置

工場立地法の施行以前に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場（既存工場）において生産施設の増設が行われるときには、増設する生産施設の規模に応じて緑地や環境施設を設置することを求めています。既存工場において生産施設が増設される際に必要な緑地の面積及び環境施設の面積の算定方法について規定します。